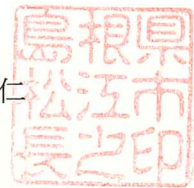


松江市告示第132号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号）の一部を変更したので、同法第9条第8項に基づき準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁



1 計画の名称

松江市景観計画

2 計画の変更の概要

松江城からの眺望基準を見直すもの

3 縦覧場所

まちづくり部建築審査課

4 効力の発生する日

令和7年7月1日